

八市高支福第 1343 号
八市障支認第 1280 号
令和 4 年 12 月 1 日

各 位

八代市高齢者支援課長
八代市障がい者支援課長

八代市成年後見制度利用支援事業報酬助成の対象拡大について（お知らせ）

日頃より、本市の高齢福祉及び障がい福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、成年後見制度の利用に係る支援として、低所得者などである高齢者、知的障がい者及び精神障がい者である成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下、「成年被後見人等」という。）に対して、成年後見人、保佐人又は補助人（以下、「成年後見人等」という。）への報酬支払が困難な場合に、その助成を行っているところです。

この度、下記のとおり、令和 4 年 4 月 1 日からその対象範囲を拡大し、市長申立て以外の事案についてもその対象とすることとしましたのでお知らせいたします。

記

1. 報酬助成の対象拡大の内容

助成対象を、市長申立ての事案に限らず、本人・親族等申立ての事案も対象とする。

※助成対象者（八代市成年後見制度利用支援事業実施要綱より）

次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 市長が行う審判請求の対象者

イ 市長以外の者が審判請求を行った者で、第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当するもの

ウ 第 4 条第 2 項の規定により市長が審判請求を行うことを決定した者のうち市長が認めるもの

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者

イ 成年後見人等に報酬を支払うことで生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者となる者

（詳細は八代市成年後見制度利用支援事業実施要綱をご参照ください）

2. 報酬助成の対象となる業務期間

令和 3 年 4 月 1 日以降に成年後見人等として従事した業務に対する報酬とする。

3. 報酬助成申請における提出書類

八代市成年後見制度利用支援事業利用申請書（様式第3号）

（添付書類）

報酬付与の「審判告知書」の写し

「成年後見登記の登記事項証明書」

（必要に応じて提出が必要な書類）

「後見等開始の審判書謄本」の写し

成年被後見人等の通帳の写し

成年被後見人等の収支が分かる書類（出納帳等） ※生活保護受給者でない場合

業務終了日が確認できる資料 ※成年被後見人等死亡後に申請する場合

報酬振込先通帳（成年後見人等名義）の写し ※成年被後見人等死亡後に申請する場合

なお、本通知、八代市成年後見制度利用支援事業実施要綱及び申請書様式については、市ホームページに掲載しております。ダウンロードしてご使用ください。

【Q&A】

Q1. 本人申立て事案で、過去数年の業務分をまとめて報酬付与の申立てを行い、審判を受けました。全額助成の対象となりますか？

A1. 令和3年4月1日以降の業務期間が助成対象です。ただし、市で定める報酬助成上限額（※）があります。

（例）成年被後見人等：施設入所者 家庭裁判所が決定した報酬額：160,000円

業務期間：令和3年2月1日～令和4年1月31日

→ 報酬助成の対象業務期間は、令和3年4月1日～令和4年1月31日の10カ月間

市で定める報酬助成上限額（※）：業務期間10カ月×月額18,000円＝180,000円

家庭裁判所が決定した報酬額が、市で定める報酬上限額を超えないため、全額160,000円を助成

※）市で定める報酬助成上限額（要綱第15条）

在宅で生活する者：月額2万8,000円、施設入所者又は長期入院中の者：月額1万8,000円

Q2. 申請書類の提出先はどこですか？

A2. 申請書類の提出時において、成年被後見人等の年齢が65歳未満の場合は障がい者支援課（要支援・要介護認定者含む）、65歳以上の場合は高齢者支援課が担当窓口となります。

なお、ご申請の際は事前に下記担当窓口へご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

（問合せ先）

八代市役所 健康福祉部

高齢者支援課 窪田、片山

電話：0965-33-4436

障がい者支援課 草野、寺田

電話：0965-35-0294